

情報公開第00506号
令和 2年 6月18日

弁護士 山中 理司 様

外務省大臣官房総務課
公文書監理室

行政文書の開示の実施について（通知）

令和 2年 6月 8日付け「行政文書の開示の実施方法等申出書」を受領しましたので、下記の文書を開示します。

記

- 1 開示請求のあった行政文書の名称等
外務省感染症危険情報の発出手続について定めた文書（外務省HPに掲載されているものは除く。）
- 2 開示請求番号 2020-00012
- 3 本件に関する問い合わせ先
〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
外務省大臣官房総務課 公文書監理室
電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067

本件に関するお問い合わせの際には、上記2の開示請求番号をお知らせください。

以 上

極秘・ 機密 ・取扱注意・平 極秘作成部数 部の内 号	
秘密指定権者決裁	
秘密 指定 期間	平成 年 月 日迄、公表迄 決定迄、署名迄、保存期間に同じ
指 定 事 由 1 個人情報 4 公安秩序 (情報公開法 2 法人情報 5 内部検討 第5条該当号数) 3 外交情報 6 事務支障	

決 裁 書

7/15 - 7/31

大臣	副大臣	副大臣	大臣政務官	大臣政務官	大臣政務官	事務次官	外務審議官	外務審議官	官房長官	主 管	領事局長	鈴木審議官	領事局政策課長	首席事務官	領体強	医療班	保 存 期 間
										(30年) (10年) (5年) (3年) (1年) (1年未満)							
										平成 年 月 日迄 注:満了期日は、保存期間に応じ、 決裁完結日から起算のこと。							
										完結 平成 27 年 7 月 31 日							
										起案 平成 27 年 6 月 22 日							
										起案者 電話番号 上垣礼子 2328							

●秘書官が印押する場合には了承
日付を決裁時に記入すること。

協議先	② 領安長 海外邦人安全課長
⑤ 宮總長	首席事務官
首席事務官	邦人援護官
総括補佐官	総務班長
総務班	緊急事態班長
④ 官厚長	下記
福利厚生室長	●国地保長
在外保健調整官	●領対長
首席事務官	●関係省庁 (内閣官房、厚生労働省)
総務班	(●: コピー配布)
診療所長	
一般診療所	
医務官班	

下記の件に関し、決裁を求めます。 (関係文書別添)

件名

「感染症危険情報」の運用方法の変更について

領事局政策課 0015947

 A05020015947A

GA-1 (平成16.3.1改正) 外務省

回覧番号

(決裁事項)

- 「感染症危険情報」の運用を改訂し、「危険情報」の4つのレベルを使用して、WHO等国際機関の対応や、発生国・地域の状況及び主要国の対応等を総合的に勘案して発出することとし、状況に応じた感染症特有の注意事項を付記することとする（詳細以下2参照）。
- 主な変更点は、新しい「危険情報」に合わせる形で4つのレベル分けを行うことと、WHOによるPHEICの宣言等に至る前でも「十分注意してください」（最も低いレベル）を発出できるようにすること。（改訂のタイミングは、9月に予定されている新しい「危険情報」の運用開始に合わせる。）

1. 背景・経緯

- (1) 感染症の流行に関して邦人に注意喚起を行う「感染症危険情報」は、感染症特有の性質を踏まえ、従来、「危険情報」の4つのレベル分けは使用せずに、独自の目安で発出されてきた（別紙1：現在の発出目安）。また、発出時には、「感染症危険情報」の内容を、「危険情報」に適切に反映する運用を行ってきた。これに対し、国会議員等より、「感染症危険情報」の文言やレベル分けがわかりにくいとの指摘がなされてきた（別紙2：3月10日予算委質疑）。
- (2) これも踏まえ、「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」において、わかりやすい情報発信のあり方について検討した際、渡航情報を国民にとってさらにわかりやすくするため、「感染症危険情報」についても、「危険情報」の4つのカテゴリーを使用して危険度のレベルを明示することとするとの提言がなされた（以下【参考1】参照）。
- (3) なお、「危険情報」については、「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」の提言に基づき、4つの危険レベルの表現ぶりを変更することとなっている。

【参考1】「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」の提言関連部分抜粋

「感染症危険情報」については、危険度について明確なレベル分けがなかったところ、今後は、危険情報の4つのカテゴリーを使用して、危険度のレベルを明示することとする。「感染症危険情報」が発出されている間は、そのレベルを危険情報のレベルに反映させることにより整合性を維持すると共に、感染症特有の注意喚起を、状況に応じて付記、それぞれの概要説明を海外安全ホームページ上に記載することとする。

【参考2】「渡航情報」（9月1日以降は「海外安全情報」と改称）の構成

- ① 危険情報 ----- ①' 「感染症危険情報」

- ② スポット情報
- ③ 広域情報
- ④ 安全対策基礎データ
- ⑤ テロ・誘拐情勢

【参考3】危険情報の4つのレベルの新たな表現及び説明（9月変更予定）

「十分注意してください。」

その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。

「不要不急の渡航は止めてください。」

その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策を取ってください。

「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」

その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)

「退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」

その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

【参考4】これまでの「感染症危険情報」発出例

●エボラ出血熱の流行（2014年8月8日付け。ギニア、リベリア、シェラレオネ）

《渡航者向け》

「不要不急の渡航は延期してください。一旦入国しても、商業便の運航停止などにより、出国できなくなる可能性があることに留意してください。」

《在留邦人向け》

「商業便の運航停止などにより、出国できなくなる可能性及び現地で十分な医療が受けられなくなる可能性があります。これらを踏まえ、早めの退避を検討してください。」

「帰国に際しては、経由地及び日本国内の空港等で停留される可能性がありますので留意してください。」

（※2015年5月10日に、リベリアでの終息宣言を受け、ギニア・シェラレオネを対象とした感染症危険情報を改めて発出。）

●豚インフルエンザの流行（2009年4月28日付け。メキシコ）

《渡航者向け》

「不要不急の渡航は延期してください。」

《在留邦人向け》

「不要不急の外出は控え、十分な食料・飲料水の備蓄とともに、安全な場所にとどまり、感染防止対策を徹底してください。」

「今後、出国制限が行われる可能性又は現地で十分な医療が受けられなくなる可能性がありますので、メキシコからの退避が可能な方は、早めの退避を検討してください。」

2. 決裁事項

(1) 「感染症危険情報」は、「危険情報」の4つのレベルを使用しつつ、WHO等国際機関の対応や、発生国・地域の状況及び主要国の対応等を総合的に勘案して発出することとする。具体的な発出の目安は以下のとおり。

危険レベル	発出の目安
「十分注意してください。」	<ul style="list-style-type: none">特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条に規定する緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、<u>渡航に危険が伴う</u>と認められる場合等。
「不要不急の渡航は止めてください。」	<ul style="list-style-type: none">特定の感染症に対し、IHR 第49条に規定する<u>緊急委員会</u>において、同第12条に規定する「<u>国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）</u>」が発出される場合等。
「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」	<ul style="list-style-type: none">特定の感染症に対し、IHR 第49条に規定する<u>緊急委員会</u>において、同第12条に規定する「<u>国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）</u>」が発出され、WHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。
「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」	<ul style="list-style-type: none">特定の感染症に対し、IHR 第49条に規定する<u>緊急委員会</u>において、同第12条に規定する「<u>国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）</u>」が発出され、WHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合で、現地の<u>医療体制の脆弱性</u>が明白である場合等。

(2) 国民にとってわかりやすい情報とするため、上記(1)のレベル毎の表現に収まらない感染症特有の注意事項を状況に応じて追加で付記する。以下は代表的な例であり、実際の状況に応じて柔軟に注意事項を付記する。

注意事項	発出の目安
『出国できなくなる恐れがありますので、(早期の) 退避を検討してください。』	商業便が運行停止となるなど、出国できなくなる恐れがある場合等。
『現地で十分な医療が受けられなくなる恐れがありますので、(早期の) 退避を検討してください。』	現地の医療体制が脆弱で、当該感染症及びその他の疾病について十分な医療が受けられない恐れがある場合等。
『現地の安全な場所に留まり、感染対策を徹底してください。』	WHOの感染拡大封じ込め措置によって封鎖された国・地域の邦人に対し、同措置への協力を呼びかける場合等。

(3) 「感染症危険情報」を発出する又はレベルの引き上げを行う場合には、危険情報と整合性のとれた形で行うため、危険情報を上回るレベルの「感染症危険情報」を発出する場合は、それに伴い当該国・地域についての危険情報も引き上げる(「危険情報」が発出されていない場合は、新たに発出する。また、感染症以外の要因により、「危険情報」が「感染症危険情報」よりも高いレベルであることは差し支えない。)。

(4) 「感染症危険情報」は、別途領安主管にて対応中の、「危険情報」の表現についての改訂が行われるタイミング(9月予定)に併せて、本決裁書のとおり発出方法の変更を行うこととする。本変更及び新たな表現の説明ぶりについては、変更日を明記の上、事前に在外公館へ公電で通報するとともに関係団体へ通知する。また、変更後、海外安全ホームページに掲載する(いずれも文面は別途決裁)。

(了)

別紙

「感染症危険情報」とは？

- ・ その1:概要
- ・ その2:「感染症危険情報」発出の目安(カテゴリー)
- ・ その3:「感染症危険情報」を使いこなそう
- ・ その4:ワンポイント・アドバイス

その1:概要

「感染症危険情報」は、新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される渡航情報です。

感染症の流行状況に基づいて、渡航や滞在に関する注意事項を冒頭に示し、本文中には「感染症危険情報」を発出している国・地域ごとの詳細(感染者数や死亡者数など)や予防対策などの情報を掲載しています。

ページの先頭に戻る

その2:「感染症危険情報」発出の目安

1. 外務省は、海外での感染症の発生初期の段階では、基本的に「広域情報」及び「スポット情報」により、一般的な注意喚起を行います。そして、新型インフルエンザの発生が予測される場合、あるいは未知・既知の感染症の流行の拡大が懸念される場合には、世界保健機関(WHO)による勧告や、発生国・地域の状況(感染状況、現地医療体制等)、主要国の対応等を総合的に勘案して、「感染症危険情報」を発出します。
2. 「感染症危険情報」の発出後も、「広域情報」や「スポット情報」により、最新の情報を提供します。
3. 「感染症危険情報」の発出の目安

「感染症危険情報」の発出の目安は以下のとおりです。

(なお、これらの表現ぶりは、新型インフルエンザ等対策政府ガイドラインの「Ⅲ 水際対策に関するガイドライン 3. 海外発生期の初動対応(3)感染症危険情報の発出等」を参考にしていますが、状況に応じて内容が異なります。)

※(PHEIC: Public Health Emergency of International Concern、
「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態」)

○○において新型インフルエンザ等の発生の疑いや特定の感染症に対して、WHO勧告(PHEIC等)※の発出が検討される場合 など	<p>＜渡航者向け＞ 「○○への不要不急の渡航については、延期も含め検討してください」</p> <p>＜在留邦人向け＞ 「○○からの今後の退避の可能性も含めあらかじめ検討してください」</p>
○○において新型インフルエンザ等の発生が確認されたとき または 特定の感染症に対して、WHO勧告(PHEIC等)が発出されたとき など	<p>＜渡航者向け＞ 「○○への不要不急の渡航は延期してください。」</p> <p>＜在留邦人向け＞ 「○○から、今後、出国が出来なくなる可能性及び現地で十分な医療が受けられなくなる可能性もあります。これらを踏まえ、退避については、これらの点も含め検討してください。」</p>

感染が拡大し、パンデミックの危険に達した場合	<p>＜渡航者向け＞ 目的のいかんを問わず、渡航を自粛してください。</p> <p>＜在留邦人向け＞ 退避を勧告します。</p>
例外的ケース ※発生国当局が出国禁止措置をとった場合等	<p>(WHOの感染拡大封じ込め措置によって封鎖された国・地域の邦人には、同措置への協力を呼び掛ける。) 「現地の安全な場所に留まり、感染防止対策を徹底してください。」</p>

4. 感染症危険情報の解除

WHOが当該感染症の流行状況の終息等を宣言するなどの状況を勘案し、感染症危険情報を解除します。
なお、新型インフルエンザ等感染症の出現時期や流行規模、感染拡大の速度を完全に予測することは困難です。日頃から最新の関連情報に注意し、状況が悪化する場合、自ら迅速に対応できる準備を心がけてください。

(参考)

改訂WHOリスクマネジメントガイダンス(案)におけるパンデミックインフルエンザ警戒フェーズの概要
(仮訳:厚労省健康管理局新型インフルエンザ対策推進室)

1. 背景

平成25年6月10日、WHOが新型インフルエンザの警戒フェーズを改訂したガイダンス案(WHO Pandemic Influenza Risk Management Interim Guidance)を公表した。

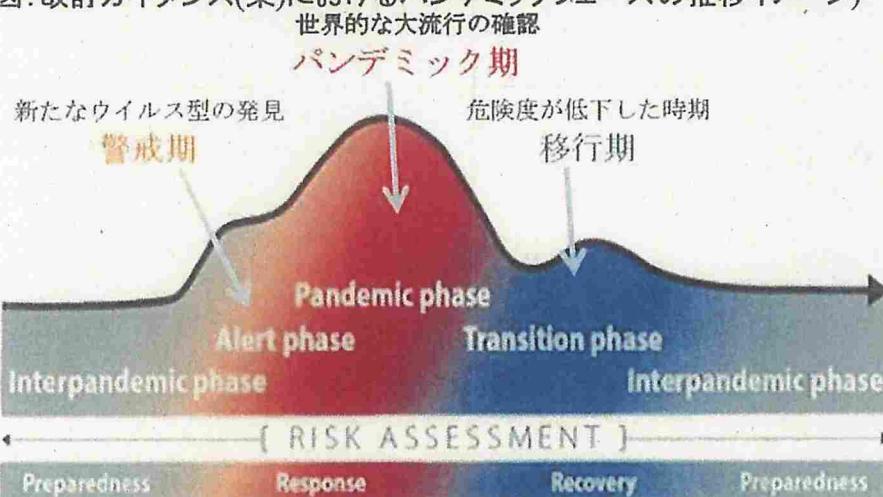
2. 主な方針

WHOのリスクアセスメントを考慮しつつ、各国が独自にリスクアセスメントを行い、それに基づいた対策を講じることが求められている。

3. 新しいパンデミック警戒フェーズの基準

新型インフルエンザウイルスの世界的な広がりに応じて4段階とし、新型インフルエンザウイルスの世界の平均的な流行状況を各国が理解するために使用するものとしている。

(図:改訂ガイダンス(案)におけるパンデミックフェーズの推移イメージ)



(1)パンデミックとパンデミックの間の時期(Interpandemic phase)
新型インフルエンザによるパンデミックとパンデミックの間の段階。

(2)警戒期(Alert phase)

新しい亜型のインフルエンザの人への感染が確認された段階。

(3)パンデミック期(Pandemic phase)

新しい亜型のインフルエンザの人への感染が世界的に拡大した段階。

(4) 移行期(Transition phase)

世界的なリスクが下がり、世界的な対応の段階的縮小や国ごとの対策の縮小等が起こりうる段階。

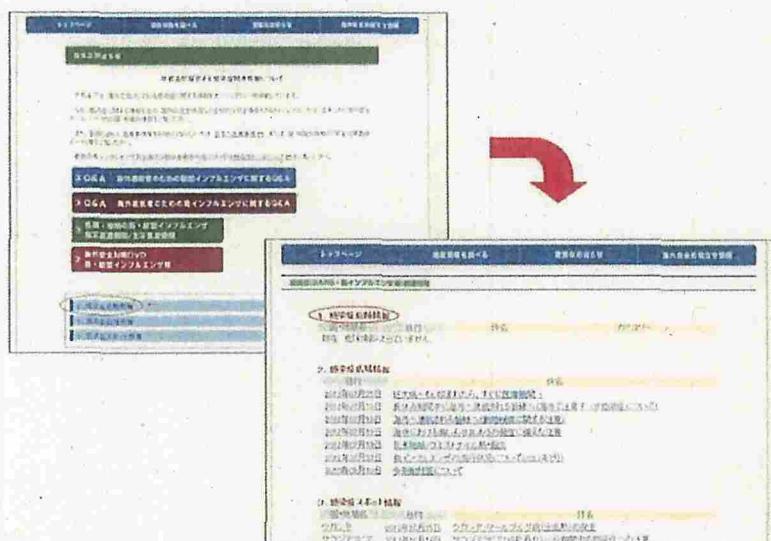
その3:「感染症危険情報」を使いこなそう

海外で流行している感染症に関する情報は、「医療・健康関連情報」のページにまとめられており、感染症危険情報はこのページ内に掲載されています。

(1) 感染症危険情報へのアクセス方法①

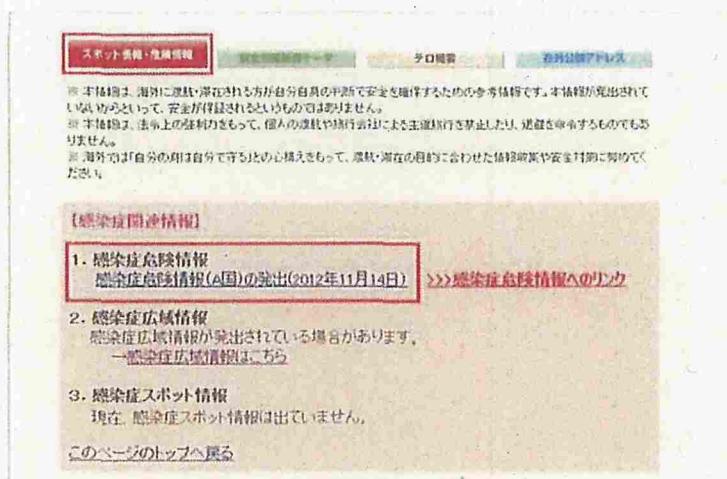
海外安全ホームページのトップページ左下にある「医療・健康関連情報」のリンクをクリックすると、医療・健康関連情報のトップページが開きます。

感染症関連情報のトップページの中段にある「感染症危険情報」のページをクリックすると、現在発出されている、感染症危険情報等が確認出来ます。



(2) 感染症危険情報へのアクセス方法②

感染症危険情報が、発出されている場合には、その国・地域の「スポット情報・危険情報」のページにも下記のように表示されていますので、リンクをクリックすれば、詳細を確認することができます。



(3) 感染症危険情報の構成

感染症危険情報は、一般的に次の基本形により構成されています。是非本文の最後までじっくりと読んでいただき、実際の渡航・滞在にあたっての参考として下さい。（「感染症危険情報」の基本フォーム）

トップページ

最新情報を見つける

最新の感染者

海外安全警報立地情報

A国 | A

情報提供における情報危険情報

感染症危険情報(A国)の発出

2022年04月01日

・本情報は、海外における感染症の発生状況等に関する情報としての機能を發揮するため開示されるものではありません。本情報は、感染症の発生状況等に関する情報としての機能を発揮するため開示されるものではありません。本情報は、感染症の発生状況等に関する情報としての機能を発揮するため開示されるものではありません。

登録者の発言

「本情報は医療者で下さい。」

(登録者の発言)

「今後出国されなくなる場合は、現地で十分な医療が受けられなくなる
可能性があります。出港について、これまでの所見はお聞き下さい。」

「船内に留まらず、停留所となる可能性もあることを留意して下さい。」

会員登録については、下記の内容をよくお読みください。

1. 規定

・A国(外務省)の感染症危険情報発出の条件となる主要な感染症の発生状況を踏み、関連情報を掲載しています。
・この欄は扶養、その他扶助が扶養の欄(扶養)が記載されます。

2. 感染症対策

・免責情報と示している地域にもむきを構えるする行動規制的な感染防止対策等を掲載しています。
・この欄は扶助なし、その他扶助が扶助の欄(扶助)が記載されます。

3. その他留意事項

・掲載の医療行為は、扶養措置(出国扶養等)、医療費扶助(医療扶助)、掲載に該する場合の医療扶助(生活扶助の医療等)、扶助なしにおける医療行為の具体的な情報、関係省庁が公表する医療機関等について掲載します。

開示(合意)登録

・登録者の登録欄やその他の欄を登録する日を次回は、お手順を順序通り先が記載されています。
・登録を了承されている方、現地に滞在している方、出でられる場合は本人による
心に行ないます。

[ページの先頭に戻る](#)

その4: ワンポイント・アドバイス

(1)「感染症危険情報」を発出する目安は、概ね以下のとおりです

「感染症危険情報」は、感染症の流行により、日本人の安全にとり悪影響が及ぶ可能性がある場合に、その国・地域に対し発出し、渡航・滞在者に注意を呼びかけるものです。また、事態の重大性如何によっては、「感染症危険情報」の中で「渡航の延期」や「退避」を呼びかけることもあります。

すなわち、ある国・地域において、日本人の「生命・身体」に危害を及ぼす事案が現実に存在し、それがある程度継続的に発生している場合、または、治安等の悪化により、日本人の安全にとり何らかの悪影響が及ぶ可能性がある場合には、その国・地域に対し「危険情報」を発出し、渡航・滞在者に注意を呼びかけることとしています。また、事態の重大性如何によっては、「危険情報」の中で「渡航の延期」や「退避」を呼びかけることもあります。

(2)「感染症危険情報」は、皆さんのが渡航・滞在する際の判断材料です

感染症危険情報それ自体には、国民の渡航・滞在を制限するような強制力はありません。危険情報は先に記したとおり、あくまでもその国・地域の安全対策の目安を示したものです。最終的に渡航や退避の判断をするのは皆さん自身です。その際には、この危険情報を参考に適切な判断をしていただきたいと思います。

(3)「感染症危険情報」が出ていない国・地域も安全とは限りません

- 世界各国には、日本では流行していない様々な風土病や感染症が存在します。危険情報が発出されていないからといって、即その国が安全ということにはつながりません。海

外では「自分の身は自分で守る」という意識を持って、渡航前から現地の情報を収集し、必要な予防接種を受けるなどの必要な対策をとておくことが重要です。

- 外務省は、感染症危険情報の他にも、「広域情報」や「スポット情報」として、感染症に関する情報を、このホームページ上に掲載しています(感染症関連情報:
http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/index.html)。また、世界のほとんどの国を対象にした「安全対策基礎データ」にも、その国・地域で注意が必要な風土病や感染症等の情報を掲載しています。さらに、各地の在外公館に勤める医務官が現地の医療事情等についてまとめた「世界の医療事情」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>)では、現地でかかりやすい感染症情報の他、現地医療機関や予防接種等の情報も掲載しています。また、厚生労働省検疫所のホームページ(<http://www.forth.go.jp/>)でも最新の感染症発生状況をはじめ、病気の概要や注意事項など、様々な感染症関連情報が提供されています。これらの情報も感染症危険情報と同様に、安全な渡航・滞在のための基礎資料として役立てていただきたいと思います

(4)「感染症危険情報」が出ても自動的に旅行会社の主催旅行が中止になることはありません

- 感染症危険情報には強制力はありませんので、旅行会社も個人と同様、感染症危険情報の有無にかかわらず、自己の責任において主催旅行の実施を判断しています。
- 旅行会社によっては、外務省の危険情報のレベルに応じて、主催旅行の取り止めや顧客からのキャンセル料徴収の要否を決めているようですが、これらは旅行会社が自らの判断で行っていることです。国民の皆様から外務省に対して、「危険情報のレベルが低いから旅行会社からキャンセル料を取られてしまう。レベルを上げて欲しい」といった要望や照会が度々あります。しかしながら、外務省は、前述のとおり国民の安全(生命・身体への影響)を判断基準として危険情報を出しているものであり、キャンセル料の問題を始め旅行契約に関する事項はあくまでも、旅行会社と顧客との間で解決すべき問題ですので、この点はご理解頂きたいと思います。
- 信頼性の高い旅行会社は、当然のことながら顧客の安全を第一に考えるものです。旅行会社を選ぶ際には、料金の安さばかりではなく、その会社の安全対策についての考え方(現地の安全に関する情報をきちんと提供してくれるか、どういう判断基準で主催旅行を中止するのか、また実施する際にはどういった安全対策を行うのか等)を事前に十分聞いた上で、判断することが大切です。

[ページの先頭に戻る](#)

-
- [トップページ](#)
 - [法的事項](#)
 - [アクセシビリティ](#)
 - [プライバシー・ポリシー](#)
 - [ご意見・ご感想](#)

12/11年付2

された方もある。こういう中で、やはり我が国が強い関心を示す、というだけで本当にいいのか。正直申し上げて、民主党政権のときにも執行されたとき大いに違和感を感じたわけでありますけれども、日本政府として、邦人保護のあり方の一つとして、日本に比べて著しく重い刑罰を科される可能性がある、もしくは科されそうだといったところに、外務省は何をするべきなのか。

いろいろな国々が、自国民保護もあり、それぞれ抗議しています。つい先日も、インドネシアでの事件をめぐり、オーストラリアが強烈な抗議をした。

死刑があるかないか、存続国かどうかなど、これが一つの線引きだ。こう外務省は言われるかもしれません、そもそも日本で死刑にならない刑罰で死刑になることについてのあり方だとか、それから、もし、死刑が我が国にあるんだから他国で死刑をすることはやむを得ない、それは内政干渉だ、こういうのであれば、またもう一つ大きな論点として、やはり執行の仕方、例えば、我が国で行われている執行方法と違う、国によっては石打ち刑などというのもあるようでありますけれども、こうした執行方法であっても、我が国は、それについて、内政干涉だということで、関心を示す、という意見表明となるまるのか。大臣、これについてやはり少し整理する必要があるんじゃないかなと思つたわけですね。

そういう意味で、やはり一つの方法として、少なくとも年に二回、こうした皆さんのところに面会に行ってみえるようありますけれども、こうした面会の回数を外務省としてふやしていく、ほかの刑罰の受刑者の皆さん方も年に二回の面会だそうでありますけれども、死刑の確定判決もしくは死刑判決を受ける可能性のある方々に対しても、より領事の面会の回数をふやすことが、まずそれができるはずです。

さらに言えば、我が国からのさまざまなもの、セーフの伝達の方法として、関心を持っているとされた方もある。こういう中で、やはり我が国が強い関心を示す、というだけで本当にいいのか。正直申し上げて、民主党政権のときにも執行されたとき大いに違和感を感じたわけでありますけれども、日本政府として、邦人保護のあり方の一つとして、日本に比べて著しく重い刑罰を科される可能性がある、もしくは科されそうだといったところに、外務省は何をするべきなのか。

いろいろな国々が、自国民保護もあり、それぞれ抗議しています。つい先日も、インドネシアでの事件をめぐり、オーストラリアが強烈な抗議をした。

死刑があるかないか、存続国かどうかなど、これが一つの線引きだ。こう外務省は言われるかもしれません、そもそも日本で死刑にならない刑罰で死刑になることについてのあり方だとか、それから、もし、死刑が我が国にあるんだから他

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.
<div data-bbox="863 328